

予防接種法施行令第5条の規定に基づき、野田市長が行う下記の予防接種についての実施計画を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

野田市長 鈴木 有

[小児定期個別予防接種] 1 から 1 4 共通

実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

実施場所：市内個別予防接種医療機関（別紙1のとおり）

1 ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオヒブ（DPT-IPV-Hib・5種混合）

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児

（1期初回：20日以上、標準的には20日から56日までの間隔を空けて3回接種

1期追加：初回接種終了後6か月以上1年半後に1回接種）

2 ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV・4種混合）

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児

（1期初回：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種

1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種）

3 ジフテリア百日せき破傷風（DPT・3種混合）

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児

（1期初回：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種

1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種）

4 不活化ポリオ（IPV）

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から7歳6か月未満の乳幼児

（1期初回：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種

1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種）

5 麻しん風しん混合（MR）・麻しん及び風しん

対象者の範囲及び接種方法

1期：1歳から2歳未満1回接種

2期：5歳から7歳未満で小学校就学前1年間1回

（平成31年4月2日生から令和2年4月1日生）

※経過措置対象者

1期：令和4年4月2日生～令和5年4月1日生の者は令和9年3月31日までに1回

2期：平成30年4月2日生～平成31年4月1日生の者は令和9年3月31日
までに1回

6 ジフテリア破傷風（DT）

対象者の範囲及び接種方法

1期：生後3か月から7歳6か月未満の乳幼児

（1期初回：20日から56日までの間隔を空けて2回接種

1期追加：初回接種終了後1年から1年半後に1回接種）

※（1期のみ）百日せきの罹患歴があり、かつ保護者がジフテリア破傷風（DT）の予防接種を希望した場合

2期：11歳から13歳未満1回接種

7 日本脳炎

対象者の範囲及び接種方法

1期：生後6か月から7歳6か月未満（標準的な接種期間として3歳から）

（1期初回：6日以上、標準的には28日までの間隔で2回接種

1期追加：1期初回接種終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年後に1回接種）

2期：9歳から13歳未満1回接種

※特例対象者

平成7年4月2日生から平成19年4月1日生であり、20歳未満の者は4回のうち不足の回数を接種できる

8 結核（BCG）

対象者の範囲及び接種方法

1歳未満（標準的な接種期間として、生後5か月から8か月未満）1回接種

9 ヒブ感染症

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から5歳未満

接種開始時に生後2か月から生後7か月未満の場合

初回接種：27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種

追加接種：初回接種後7か月以上、標準的には13か月までの間隔を空けて1回接種。ただし、初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種の2回目・3回目は実施せず、初回接種に係る最後の接種から27日（医師が認めた場合は20日）以上間隔をおいて1回追加接種をする

接種開始時に生後7か月から1歳未満の場合

初回接種：27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には56日までの間隔を空けて2回接種

追加接種：初回接種後7か月以上、標準的には13か月までの間隔を空けて1回接種。ただし、初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種の2回目は実施せず、初回接種に係る最後の接種から27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上間隔を空けて1回追加接種をする

接種開始時に1歳以上5歳未満の場合 1回接種

10 小児の肺炎球菌感染症

対象者の範囲及び接種方法

生後2か月から5歳未満

接種開始時に生後2か月から7か月未満の場合

初回接種：標準的には1歳までに27日以上の間隔を空けて3回接種

追加接種：1歳から1歳3か月未満を標準的な接種間隔とし、1歳以降に初回接種後60日以上の間隔を空けて1回接種。ただし、初回2回目及び3回目の接種は2歳未満とし、それを越えた場合は行わないこと。また、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと。
(追加接種は実施可能)

接種開始時に生後7か月から1歳未満の場合

初回接種：標準的には1歳1か月までに27日以上の間隔を空けて2回接種

追加接種：1歳以降に初回接種後60日以上の間隔を空けた1回接種。ただし、初回2回目の接種は2歳未満とし、それを越えた場合は行わないこと。
(追加接種は実施可能)

接種開始時に1歳から2歳未満の場合

60日以上の間隔を空けて2回接種

接種開始時に2歳から5歳未満の場合 1回接種

1.1 ヒトパピローマウイルス感染症

対象者の範囲

小学校6年生から高校1年生相当の女性

経過措置対象者（平成9年4月2日生から平成21年4月1日生まれの女性のうち令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した者）

接種方法

2価ワクチン（サーバリックス）の場合

標準接種期間

13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（中学1年生）

1か月の間隔を空けて2回接種後初回1回目の接種。

から6か月の間隔を空けて1回接種。ただし、該当方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔において2回接種した後、1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔を空けて1回接種

4価ワクチン（ガーダシル）の場合

標準接種期間

13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（中学1年生）

2か月の間隔を空けて2回接種後、初回1回目の接種

から6か月の間隔を空けて1回接種。ただし、該当方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔において2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔を空けて1回接種

9価（シルガード9）の場合

標準接種期間

13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（中学1年生）

接種開始時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの注射を行う場合には、以下の方法によることを可能とすることとする。

・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを5月以上の間隔において2回筋肉内に注射す

るものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法。

接種開始時に15歳以上の女性は、2か月の間隔を空けて2回接種後、初回1回目の接種から6か月の間隔を空けて1回接種。ただし、該当方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔を空けて1回接種

1.2 水痘

対象者の範囲

1歳から3歳未満

接種の方法

1歳から1歳3か月未満までを1回目の標準的な接種期間とし、3か月以上、標準的には6か月から12か月までの間隔を空けて2回目を接種

1.3 B型肝炎

対象者の範囲 1歳未満

接種の方法

生後2か月から9か月未満を標準的な接種期間とし、27日以上の間隔を空けて2回目を接種した後、1回目接種から139日以上の間隔を空けて3回目を接種

※対象者から除外される者

HBs抗原陽性の者の体内または産道において、B型肝炎ウイルスに感染した恐れのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組み換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

1.4 ロタウイルス感染症

対象者の範囲

ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者

イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

接種方法

原則として、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与、または5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて3回経口接種することとし、初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種間隔とする

[高齢者等定期個別予防接種]

1 予防接種の種類

高齢者等の肺炎球菌感染症予防接種

2 対象者の範囲

ア 接種当日、65歳の者

イ 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者

3 自己負担金

1人あたり2,000円

4 予防接種を行う期間及び場所

期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

場所：予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師が所属する野田市内指定医療機関（別紙２）又は野田市外契約医療機関

[注意事項（小児定期予防接種、高齢者定期予防接種共通）]

1 接種不适当者

- ア 過去に肺炎球菌ワクチンを受けた者
- イ 本人の接種意思を確認できない者
- ウ 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
- エ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- オ 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- カ 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

2 接種要注意者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発達障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱がみられた者及び全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれい既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がなされいる者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ ラテックス過敏症がある場合

[風しんの第5期の定期接種]

1 予防接種の種類

麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチン

2 対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性であって、令和6年度中に抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由に令和7年3月31日までにワクチンの接種ができなかった者

ただし、以下のアからオに該当する者は除く

- ア 該当予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で該当予防接種を行う必要がないと認められる者
- イ 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
- ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- オ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

接種の対象となる抗体価の基準は下記に掲げるとおり

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
風疹ウイルス HI 試薬「生研」（デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法（HI 法）	8 倍以下 （希釈倍率）

R-HI 「生研」 (デンカ生研株式会社)	赤血球凝集抑制法 (HI 法)	8 倍以下 (希釈倍率)
ウイルス抗体 EIA 「生研」 ルベラ IgG (デンカ生研株式会社)	酸素免疫法 (EIA 法)	6 . 0 未満 (EIA 価)
エンザイグノスト B 風疹/IgG (シーメンスヘルスケア・ダイアグノ スティクス株式会社)	酸素免疫法 (EIA 法)	1 5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
バイダスアッセイキット RUBIgG (シスメックス・バイオメリュー株式会 社)	蛍光酵素免疫法 (ELFA 法)	2 5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
ランピアラテックス RUBELLA (極東製薬工業株式会社)	ラテックス免疫比濁法 (LTI 法)	1 5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
アクセスルベラ IgG (ベックマン・コールター株式会社)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA 法)	2 0 未満 (国際単位 (IU) /ml)
i-アッセイ CL 風疹 IgG (株式会社保健科学西日本)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA 法)	1 1 未満 (抗体価)
BioPlex MMRV IgG (バイオ・ラッドラボラトリーズ株式 会社)	蛍光免疫測定法 (FIA 法)	1 . 5 未満 (抗体価 AI*)
BioPlex ToRC IgG (バイオ・ラッドラボラトリーズ株式 会社)	蛍光免疫測定法 (FIA 法)	1 5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
Rubella-G アボット (アボットジャパン株式会社)	化学発光免疫測定法 (CLIA 法)	1 5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
ランピアラテックス RUBELLA II (極東製薬株式会社)	ラテックス免疫比濁法 (LTI 法)	1 5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
バイオラインルベラ IgG/IgM (アボットジャパン株式会社)	イムノクロマト法 (ICA 法)	陰性

3 接種要注意者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等アレルギーを疑う
症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全者の者がいる
者
- オ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際
のラテックス過敏症がある場合

4 予防接種を行う期間及び場所

期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

場所：予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師が所属する野田市内指定医療機関（別紙 3）又は野
田市外契約医療機関

令和7年度 乳幼児予防接種実施医療機関

令和7年4月1日現在

医療機関名	所在地
アイレディースクリニック	尾崎1464
あらい内科クリニック	野田1226
あら山こどもクリニック	七光台4-2イオンタウンメディカルモール2F
石井医院	野田45
うちだ内科クリニック	蕃昌250-2
梅郷痛みと内科のクリニック	山崎1850-1 梅郷メディカルプラザ1F
大槻医院	岩名1-17-2
岡田小児科医院	野田654
尾崎台クリニック	尾崎台14
門倉医院	上花輪628-1
川間春日町整形外科小児科クリニック	春日町25-30
キッコーマン総合病院	宮崎100
江医院	柳沢54-16
光葉町クリニック	光葉町1-6
さえぐさ医院	山崎1385-1
桜台診療所	桜台24-2コージークリニックモール01
さくらの里消化器内科クリニック	野田市桜の里2-6-5
杉崎クリニック	宮崎56-23
スズキ皮フ科内科クリニック	中根36-1イオンノア3F
関宿中央医院	木間ヶ瀬2423-1
豊泉医院	尾崎815-2
七光台クリニック	光葉町1-8-6
野田総合病院	横内29-1
野田南部診療所	山崎1737-2
はたのこどもクリニック	みずき2-14-4
花井クリニック	花井249-5
皮膚科東部川間	尾崎840-6玉の家第一ビル3F
山縣医院	堤台52

令和 7 年度 野田市肺炎球菌感染症予防接種実施医療機関

No	医療機関名	No	医療機関名
1	あらい内科クリニック	2 5	杉崎クリニック
2	石井医院	2 6	鈴木医院
3	うちだ内科クリニック	2 7	スズキ皮フ科内科クリニック
4	梅郷痛みと内科のクリニック	2 8	関根医院
5	梅郷整形外科クリニック	2 9	関宿中央医院
6	江戸川病院	3 0	東葛クリニック野田
7	エミング野田クリニック (往診患者のみ)	3 1	豊泉医院
8	大槻医院	3 2	中本医院
9	岡田小児科医院	3 3	七光台クリニック
1 0	岡田病院	3 4	七光台内科外科
1 1	尾崎台クリニック	3 5	野田中央病院
1 2	小澤医院	3 6	野田南部診療所
1 3	門倉医院	3 7	野田病院
1 4	川間春日町整形外科小児科クリニック	3 8	野田総合病院
1 5	キッコーマン総合病院	3 9	野田ライフケアセンタークリニック
1 6	木野崎病院 (入院患者・職員の み)	4 0	はたのこどもクリニック
1 7	江医院	4 1	花井クリニック
1 8	光葉町クリニック	4 2	東葛飾病院
1 9	こだま泌尿器科クリニック	4 3	皮膚科東武川間
2 0	さえぐさ医院	4 4	山縣医院
2 1	桜台診療所	4 5	やまかわ内科・神経内科クリニック
2 2	さくらの里消化器内科クリニック	4 6	山崎外科内科
2 3	しばやま整形外科	4 7	ライフワンホームクリニック
2 4	新村医院		

令和7年度 風しんの第5期の定期予防接種実施医療機関

令和7年4月1日現在

医療機関名	所在地
アイレディースクリニック	尾崎1464
あらい内科クリニック	野田1226
あら山こどもクリニック	七光台4-2 イオンタウンメディカルモール2F
うちだ内科クリニック	蕃昌250-2
梅郷痛みと内科のクリニック	山崎1850-1 梅郷メディカルプラザ1F
大槻医院	岩名1-17-2
岡田小児科医院	野田654
尾崎台クリニック	尾崎台14
小澤医院	野田15
門倉医院	上花輪628-1
川間春日町整形外科小児科クリニック	春日町25-30
キッコーマン総合病院	宮崎100
江医院	柳沢54-16
光葉町クリニック	光葉町1-6
さえぐさ医院	山崎1385-1
桜台診療所	桜台24-2 コージークリニックモール01
さくらの里消化器内科クリニック	野田市桜の里2-6-5
新村医院	瀬戸84
杉崎クリニック	宮崎56-23
鈴木医院	野田293
スズキ皮フ科内科クリニック	中根36-1 イオンノア3F
関根医院	尾崎840-27
関宿中央医院	木間ヶ瀬2423-1
豊泉医院	尾崎815-2
七光台クリニック	光葉町1-8-6
七光台内科外科	七光台4-2 イオンタウンメディカルモール2F
野田総合病院	横内29-1
野田中央病院	二ツ塚148
野田南部診療所	山崎1737-2
野田病院	中里1554-1
野田ライフケアセンタークリニック	野田840
はたのこどもクリニック	みずき2-14-4
花井クリニック	花井249-5
東葛飾病院	中戸13
皮膚科東武川間	尾崎840-6 玉の家第一ビル3F
山縣医院	堤台52-2
やまかわ内科・神経内科クリニック	山崎新町2-11